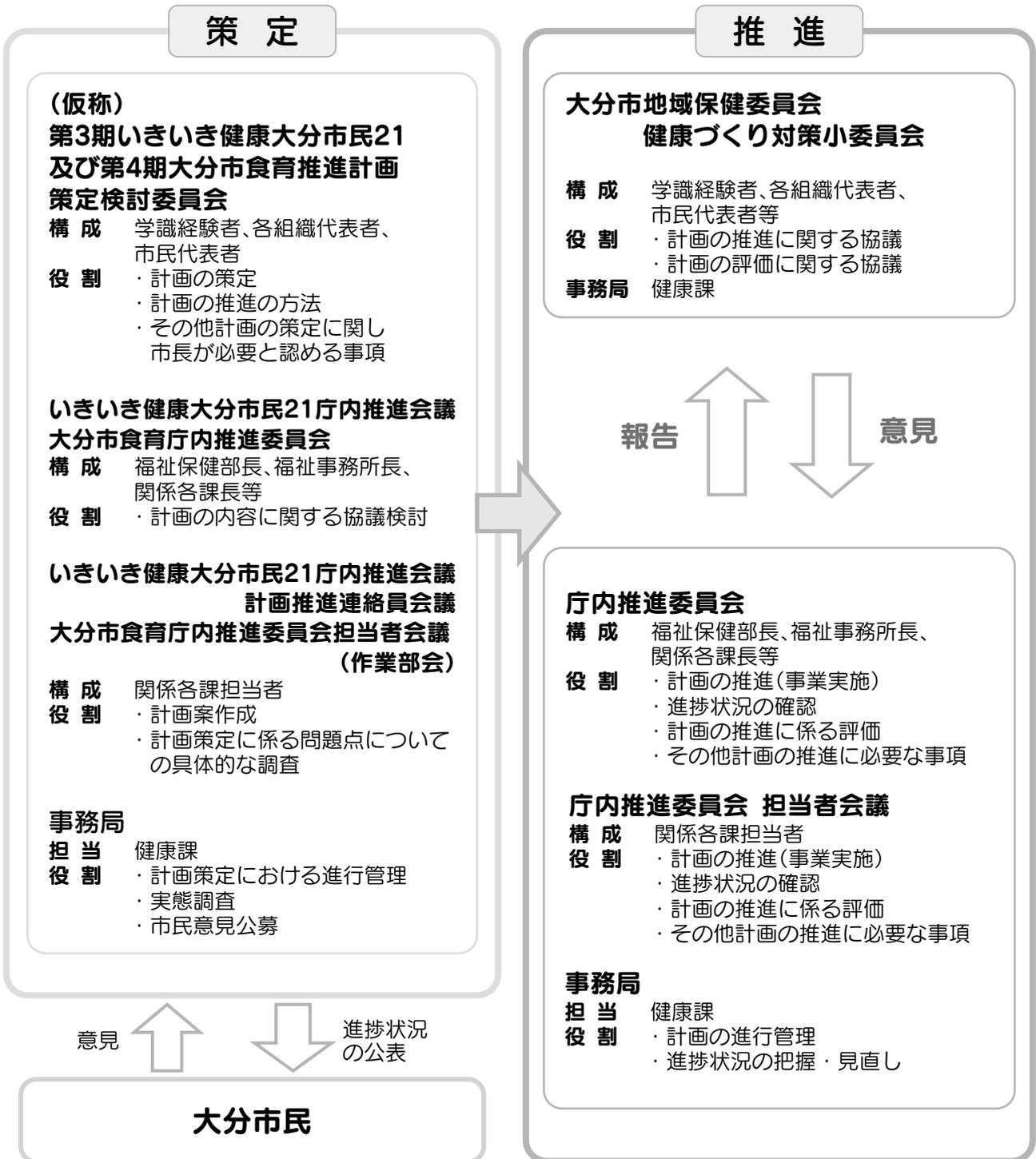


# 資料編

# 1 大分市いきいき健康・食育プラン策定体制および推進体制

本計画が策定された後は、実際に推進する体制として右下のような活動を行います。



## 2 計画策定に係る検討経過

(仮称)第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画策定検討委員会の開催状況

会 議	開催月日	協 議 内 容
第1回 策定検討委員会	2023(令和5)年 11月14日	・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画の策定趣旨について ・「健康」と「食」に関する実態調査について
第2回 策定検討委員会	2024(令和6)年 7月12日	・「健康」と「食」に関する実態調査結果について ・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画について ・今後のスケジュールについて
第3回 策定検討委員会	2024(令和6)年 10月22日	・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画第1章～第3章の修正について ・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画第4章及び資料編について(案)
第4回 策定検討委員会	2025(令和7)年 2月7日	・市民意見公募(パブリックコメント)の結果について ・第3期いきいき健康大分市民21・第4期大分市食育推進計画の最終案について ・今後のスケジュールについて

「いきいき健康大分市民21庁内推進会議」及び「大分市食育庁内推進委員会」の開催状況

会 議	開催月日	協 議 内 容	
令和5年度	第1回 庁内推進会議 庁内推進委員会	2023(令和5)年 5月23日	・令和4年度実績・評価及び令和5年度事業計画について ・計画策定における今後のスケジュールについて
	第2回 庁内推進会議 庁内推進委員会	2023(令和5)年 10月18日	・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画の策定について ・「健康」と「食」に関する実態調査の実施について
令和6年度	第1回 庁内推進会議 庁内推進委員会	2024(令和6)年 5月24日	・令和5年度実績・評価及び令和6年度事業計画について ・計画策定のスケジュールについて ・「健康」と「食」に関する実態調査報告 ・計画素案について
	第2回 庁内推進会議 庁内推進委員会	2024(令和6)年 10月 書面開催	・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画第1章～第3章の修正について ・第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画第4章及び資料編について(案)
	第3回 庁内推進会議 庁内推進委員会	2025(令和7)年 1月16日	・市民意見公募(パブリックコメント)の結果について ・第3期いきいき健康大分市民21・第4期大分市食育推進計画の最終案について ・今後のスケジュールについて ・計画に関連する関係各課の取組の推進について

### 3 (仮称)第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画策定 検討委員会 委員名簿

(順不同)

役名	委員名	所属・役職名
委員長	澤 口 博 人	大分市連合医師会 副会長
副委員長	木 村 靖 浩	別府大学 食物栄養科学部 学部長
委員	藤 本 優 子	大分県立看護科学大学 講師
委員	守 谷 直 史	大分市歯科医療関係協議会 会長
委員	阿 部 みどり	大分市薬剤師会 会長
委員	加 来 理 香 (藤 本 紀代美)	大分県看護協会 事業部長
委員	銅 城 順 子	大分県栄養士会 スポーツ栄養研究会代表
委員	中 村 恵理子	おおいた健診センター 総務課長
委員	水 口 幸一郎	大分県国民健康保険団体連合会 健康推進課長
委員	榊 原 賢 一	大分市小学校長会
委員	阿 南 宏 幸 (柴 田 健 一)	大分労働基準監督署 安全衛生課長
委員	宮 崎 哲 哉	大分商工会議所 総務部長
委員	武 津 秀 宏	大分県農業協同組合 統括部長
委員	佐 藤 京 介	大分県漁業協同組合 佐賀関支店長
委員	牧 久 美	大分市消費者団体連絡協議会 会長
委員	佐 藤 日出美 (船 木 顕 司)	大分市自治会連合会 副会長
委員	佐 藤 辰 夫	大分市民生委員児童委員協議会 会計
委員	仲 野 敬 徳	大分市健康推進員協議会 会長
委員	丸 山 洋 子 (染 矢 理 恵)	大分市食生活改善推進協議会 会長
委員	鈴 木 洋 子	一般公募委員
委員	今 村 美 香	一般公募委員
委員	高 田 隆 秀	大分市教育委員会 教育部長
委員	温 水 一 徳 (藤 田 義 明)	大分市農林水産部長
委員	斉 藤 修 造	大分市福祉保健部長
委員	小 野 未 希 (坂 本 博 介)	大分市保健所長

( )は前任者

## 4 (仮称)第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画 策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、(仮称)第3期いきいき健康大分市民21及び第4期大分市食育推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員(第3条第2項第5号に規定する委員を除く。)及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者(市の職員を除く。)に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市保健所健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

## 5 用語の説明

	用語	意味
あ	悪性新生物	身体を構成する細胞の一部が、突然変異を起こし、無限に無秩序に転移・浸潤を伴って増殖する病気で、日本人の死亡原因の1位を占めている。上皮性悪性腫瘍(癌)と非上皮性悪性腫瘍(肉腫など)がこれに入る。
	アプリ	アプリケーションソフトウェアのことで、スマートフォンやタブレット等で利用できるメールや地図など、特定の目的をもって作られたソフトウェア。
	アレルゲン	アレルギー反応を引き起こす原因となる物質。
	e-GFR	推算糸球体ろ過量のこと。腎臓の糸球体で血液をろ過して、どれくらい老廃物を尿へ排泄する能力があるかを見ることができる。血清クレアチニン値と年齢と性別から計算できる。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。インターネット上で人と人とがつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションを図るサービス。
	LDLコレステロール	悪玉コレステロールとも呼ばれるもので、細胞膜の形成やホルモン材料を運ぶ役割がある。しかし、血液中に増えすぎると、血管壁に沈着し動脈硬化の原因となる。
	オーラルフレイル	嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。
か	介護給付費	利用者が自己負担する利用料以外の介護保険から支払われている費用。
	改正健康増進法	2018(平成30)年7月に成立し、2020(令和2)年4月1日に施行された法律。望まない受動喫煙の防止を図ることを目的に、健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮するとともに、多くの人々が利用する施設において、原則屋内禁煙となる等、施設分類に沿った対策の実施について定めたもの。
	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるもの。
	共食 (キョウショク)	家族や友人等と楽しく食卓を囲んで一緒に食事をする事。
	虚血性心疾患	冠状動脈から心筋へ送られる血液の量が極端に不足した心筋虚血の状態になると、心筋が酸素不足におちいり、胸痛などが起こる。このようにして起こった心臓病を総称したもので、狭心症や心筋梗塞がその代表的なものである。
	血清クレアチニン	クレアチニンは血液中の老廃物で、通常は腎臓でろ過され、ほとんどが尿中に排出されるが、腎機能が低下していると、尿中に排出されずに血液中に蓄積される。この血液中のクレアチニンのこと。
	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

	用語	意味
か	口腔機能	捕食(食べ物を口に取り込むこと)、咀嚼、嚥下、発音などに関わり、健康な生活を送るための基本的機能。
さ	3きり運動	食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」の3つのことで、食品ロス削減や生ごみの減量を目的とした取組。
	3010運動	飲食店等での会食や宴会時に、乾杯(開始後)30分間と終了前10分間は、離席せずに食事を楽しむことで食べ残しをなくす取組。
	CKD(慢性腎臓病)	何らかの腎障害が3か月以上持続する場合と定義されている。自覚症状がないことが多く、たんぱく尿や腎機能異常により診断される。
	COPD(慢性閉塞性肺疾患)	肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなる病気で、主に長期間の喫煙により発症する。
	歯周病	歯と歯ぐき(歯肉)の間隙(歯周ポケット)から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こした状態(歯肉炎)、それに加えて歯を支える骨(歯槽骨)を溶かしてグラグラにさせてしまう状態(歯周炎)を合わせたもの。
	次世代	次の世代、これからの世代。
	周産期	妊娠22週から出生後7日未満の期間。
	受動喫煙	本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。
	循環器病	心臓や血管が障害されて起こる病気。脳血管疾患、虚血性心疾患、高血圧性疾患も含まれる。
	賞味期限	食品を開封せず、表示されている保存方法を守って保存した場合に、その食品の品質が変わらずにおいしく食べられるとされている期限。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
	食品表示	食品のパッケージやラベルに記載されている情報のこと。消費者が食品を購入する際に、正しく食品の内容を理解し、選択し、適正に使用するうえでの重要な情報源となる。
	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のこと。食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で発生している。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病、脳卒中など。	
た	地産地消	地域で生産された農林水産物(食用)を、その生産された地域内において消費すること。

	用語	意味
た	低栄養傾向	65歳以上の高齢者でBMIが20kg/m <sup>2</sup> 以下の人。高齢者は食事が減る傾向にあり、エネルギーやたんぱく質、カルシウム、ビタミン等が不足するリスクが高まる。そのような状態が続くと、筋肉や内臓などの働きが衰えて毎日を活動的に過ごせなくなり、免疫力が低下し感染症等にもかかりやすくなる。
	添加物	食品の製造過程で、または食品の加工や保存の目的で食品に添加、混和などの方法によって使用する物質。
	糖尿病	膵臓から分泌され血糖を下げるホルモンであるインシュリンの作用不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝症候群。主な合併症には、網膜症、腎症、神経障害がある。
	特定健康診査	40～74歳の医療保険加入者(被保険者・被扶養者)を対象として行われるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。
	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できると判定された人に対して行う生活習慣を見直すサポート。
な	年齢調整死亡率	年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる。標準化死亡率という場合もある。
	脳血管疾患	脳卒中ともいう。脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など、脳の血管の障害による病気を総称したもの。
は	BMI (ビーエムアイ)	Body Mass Indexの略。 肥満や低体重(やせ)の判定に用いられる体格指数で、体重(kg)/身長(m <sup>2</sup> )で算出できる。 日本肥満学会の基準では、BMI25以上を肥満としている。18.5未満は「低体重」(やせ)に分類される。
	4R (フォーアール)	リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の4つの頭文字をとったもので、ごみ減量・リサイクル推進のための取組。
	フレイル	加齢により心身が衰えた状態のこと。早く気づいて対策を行えば、元の健康な状態に戻る可能性がある。
	分煙	喫煙する場所や時間を区切り、非喫煙者がたばこの煙を吸わないですむようにすること。
	平均寿命	0歳の平均余命のことで、生まれてから死亡するまでの期間の平均。
	ベースライン値	計画開始時の値。
ま	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることによって、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。
	メンタルヘルス	こころの健康。

	用語	意味
ら	ライフコースアプローチ	病気やリスクの予防を、胎児期・幼少時から成熟期(生産期)、老年期までつなげて考えアプローチしようという動きのこと。
	ライフステージ	人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、成年期、壮年期、高齢期等のそれぞれの段階。
	罹患率	一定期間にどれだけの疾病(健康障害)者が発生したかを示すもの。
	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり、介護が必要となる危険性が高い状態。

## 6 「健康」と「食」に関する実態調査結果の概要

### ○調査目的

「第2期いきいき健康大分市民21」及び「第3期大分市食育推進計画」の評価・次期計画策定の基礎資料とする。

### ○調査対象

住民基本台帳から無作為抽出した15歳以上の大分市民3,000人

### ○調査方法

往復郵送調査及びWeb(電子)調査

### ○調査期間

2023(令和5)年12月18日～2024(令和6)年1月17日

### ○回収状況

有効回答数 1,416件(うちWeb回答数 420件) 有効回答率47.2%

### ○回答者の状況

性別 (人)

男性	女性	その他	無回答	合計
632 (44.6%)	769 (54.3%)	3 (0.2%)	12 (0.8%)	1,416

年代別 (人)

15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計
74 (5.2%)	122 (8.6%)	144 (10.2%)	175 (12.4%)	199 (14.1%)	260 (18.4%)	296 (20.9%)	146 (10.3%)	1,416

## 令和5年度 「健康」と「食」に関する実態調査結果

質問項目	選択肢	結果(%)
1 性別と年齢を記入してください	1 男性	44.6
	2 女性	54.3
2 身長と体重を記入してください 身長と体重からBMI(体格指数)を算出	3 その他	0.2
	無回答	0.8
	1 10歳代	5.2
	2 20歳代	8.6
	3 30歳代	10.2
	4 40歳代	12.4
	5 50歳代	14.1
	6 60歳代	18.4
3 同居している方がいますか	7 70歳代以上	20.9
	無回答	10.3
3 同居している方がいますか	BMI18.4以下	10.5
	BMI18.5~24.9	66.6
	BMI25以上	21.4
	無回答	1.5
3 同居している方がいますか	1 はい	85.6
	2 いいえ	13.8
	無回答	0.6
	4 あなたの主となる職業は何ですか	1 会社員・団体職員・公務員など(正規雇用)
2 パート・アルバイト(非正規雇用)		17.3
3 自営業・農林水産業など		5.4
4 家事専業		11.7
5 学生		7.7
6 無職		18.1
7 その他		1.2
無回答		0.6
5 あなたは普段1日にどのくらい歩いていますか  ※無回答を除く	標本数 ※	1,375
	平均歩数	4,990歩
	3,000歩未満	30.5
	3,000~3,500歩未満	14.7
	3,500~4,000歩未満	0.9
	4,000~4,500歩未満	6.0
	4,500~5,000歩未満	0.9
	5,000~5,500歩未満	14.1
	5,500~6,000歩未満	0.3
	6,000~6,500歩未満	6.0
	6,500~7,000歩未満	0.6
	7,000~7,500歩未満	3.9
	7,500~8,000歩未満	0.4
	8,000~8,500歩未満	5.9
	8,500~9,000歩未満	0.3
9,000~9,500歩未満	1.6	
9,500~10,000歩未満	0.1	
10,000歩以上	10.9	
6 定期的にウォーキングやスポーツ、筋力トレーニングなどの運動をしていますか	1 している	38.6
	2 していない	61.2
	無回答	0.2
7 あなたの身長と体重のバランスについてどう思いますか	1 太っている	14.8
	2 太り気味	30.4
	3 ちょうどよい(普通)	40.1
	4 やせ気味	9.5
	5 やせている	5.1
	無回答	0.1
8 腰痛や手足の関節の痛みがありますか	1 はい	47.6
	2 いいえ	50.8
	無回答	1.6

質問項目	選択肢	結果(%)
9 過去1か月間の1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか	1 5時間未満 2 5時間以上6時間未満 3 6時間以上7時間未満 4 7時間以上8時間未満 5 8時間以上9時間未満 6 9時間以上 無回答	7.3 31.6 36.8 16.6 5.7 1.1 1.0
10 過去1か月間、睡眠によって休養が充分にとれていますか	1 充分とれている 2 まあまあとれている 3 あまりとれていない 4 まったくとれていない 無回答	22.0 54.9 20.7 1.5 0.9
11 過去1年間、いずれかの社会活動*への参加をしましたか  *自治会、地域行事などの活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味・その他のグループ活動	1 はい 2 いいえ 無回答	39.1 59.3 1.6
11-1 参加した社会活動は、健康づくりを目的とした活動ですか  ※問11で「1」と回答した人	標本数 ※ 1 はい 2 いいえ 無回答	554 40.6 59.0 0.4
12 あなたと地域の人たちとのつながりについてどう思いますか	1 強い方だと思う 2 どちらかといえば強い方だと思う 3 どちらかといえば弱い方だと思う 4 弱い方だと思う 5 わからない 無回答	2.5 17.4 25.4 40.5 11.7 2.5
13 食育について関心がありますか	1 関心がある 2 どちらかといえば関心がある 3 どちらかといえば関心がない 4 関心がない 5 わからない 無回答	24.0 42.4 18.8 8.9 4.9 1.0
14 栄養バランスのとれた食事について知っていますか	1 知っている 2 少し知っている 3 あまり知らない 4 まったく知らない 無回答	30.6 50.8 15.0 2.4 1.1
15 主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが、1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか	1 ほとんど毎日 2 週に4~5日 3 週に2~3日 4 ほとんどない 無回答	34.4 24.2 26.8 13.4 1.2
16 野菜の入った料理を、1日に平均何皿食べていますか	1 食べない 2 1皿 3 2皿 4 3皿 5 4皿 6 5皿以上 無回答	2.4 38.1 33.9 17.2 4.7 2.6 1.1
17 果物を週にどの程度食べていますか	1 ほとんど毎日 2 週に4~5日 3 週に2~3日 4 ほとんどない 無回答	20.3 12.9 34.9 30.9 1.1
18 どのくらいの頻度で朝食を食べていますか	1 ほとんど毎日 2 週に4~5日 3 週に2~3日 4 ほとんどない 無回答	75.4 6.4 6.9 10.5 0.9



質問項目	選択肢	結果(%)
27 今までに、「歯周病」と言われたことや、「歯周病」で治療をしたことがありますか	1 はい 2 いいえ 無回答	27.4 70.8 1.8
28 どのくらいの頻度でお酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲みますか	1 毎日 2 週5～6日 3 週3～4日 4 週1～2日 5 月1～3日 6 ほとんど飲まない 7 やめた 8 飲まない(飲めない) 無回答	14.5 6.4 6.3 7.6 8.0 21.8 2.5 32.1 0.8
28-1 1回に飲むお酒の量は、清酒(日本酒)に換算してどのくらいですか  ※問28で1から5と回答した人	標本数 ※ 1 1合未満 2 1～2合未満 3 2～3合未満 4 3～4合未満 5 4～5合未満 6 5合以上 無回答	617 39.2 36.0 15.1 3.6 1.3 0.6 4.2
29 たばこを吸いますか(加熱式たばこを含む)	1 毎日吸っている 2 時々吸う日がある 3 以前吸っていたが1か月以上吸っていない 4 吸わない 無回答	13.6 1.6 6.6 77.3 1.1
29-1 たばこを吸うことをやめようと思いませんか  ※問29で1または2と回答した人	標本数 ※ 1 はい 2 いいえ 無回答	214 43.0 55.6 1.4
29-2 あなたは、以下の場所で分煙を実行していますか  ※問29で1または2と回答した人	標本数 ※ 1 職場 2 家庭 3 職場・家庭の両方 4 していない 無回答	214 22.9 22.4 41.1 11.2 2.3
30 他人のたばこで不快な思いをしたことがありますか	1 よくある 2 たまにある 3 あまりない 4 ほとんどない 無回答	18.5 38.3 22.5 17.8 2.9
30-1 不快な思いをした場所は、どこですか  (○はいくつでも)  ※問30で1または2と回答した人	標本数 ※ 1 行政機関(市役所、公民館など) 2 学校 3 医療機関 4 職場 5 家庭 6 飲食店 7 スーパー・コンビニ 8 公共交通機関遊 9 技場(ゲームセンター、パチンコなど) 10 子どもが利用する屋外の空間(公園、通学路など) 11 路上 12 その他 無回答	805 3.9 1.6 1.9 21.7 10.9 37.6 28.3 8.7 9.7 14.2 50.2 6.1 1.5
31 COPD(慢性閉塞性肺疾患)について、知っていますか	1 聞いたことがあるし、意味も知っている 2 聞いたことがあるが、意味は知らない 3 聞いたことがない 無回答	22.5 26.1 49.8 1.6

質問項目	選択肢	結果(%)
32 ①過去1年間に、胃がん検診を受けましたか	1 受けた 2 受けなかった 無回答	39.3 57.6 3.0
①-1胃がん検診をどこの検診で受けましたか  ※問32①で1と回答した人	標本数 ※ 1 市町村が実施した検診 2 勤め先(家族の勤め先)が実施した検診 3 その他 無回答	557 10.4 56.6 29.4 3.6
②過去1年間に、肺がん検診を受けましたか	1 受けた 2 受けなかった 無回答	46.1 50.4 3.5
②-1肺がん検診をどこの検診で受けましたか  ※問32②で1と回答した人	標本数 ※ 1 市町村が実施した検診 2 勤め先(家族の勤め先)が実施した検診 3 その他 無回答	653 16.1 65.1 15.5 3.4
③過去1年間に、大腸がん検診を受けましたか	1 受けた 2 受けなかった 無回答	40.5 56.8 2.8
③-1大腸がん検診をどこの検診で受けましたか  ※問32③で1と回答した人	標本数 ※ 1 市町村が実施した検診 2 勤め先(家族の勤め先)が実施した検診 3 その他 無回答	573 15.9 52.5 27.4 4.2
④【女性のみ】過去2年間に、子宮がん(子宮頸がん)検診を受けましたか	1 受けた 2 受けなかった 無回答	46.7 50.4 2.9
④-1【女性のみ】子宮がん(子宮頸がん)検診をどこの検診で受けましたか  ※問32④で1と回答した人	標本数 ※ 1 市町村が実施した検診 2 勤め先(家族の勤め先)が実施した検診 3 その他 無回答	366 20.8 50.5 26.8 1.9
⑤【女性のみ】過去2年間に、乳がん検診を受けましたか	1 受けた 2 受けなかった 無回答	42.0 55.5 2.6
⑤-1【女性のみ】乳がん検診をどこの検診で受けましたか  ※問32⑤で1と回答した人	標本数 ※ 1 市町村が実施した検診 2 勤め先(家族の勤め先)が実施した検診 3 その他 無回答	329 25.2 55.3 16.1 3.3
32-1 がん検診を受けない理由は何ですか  (〇はいくつでも)	標本数 ※ 1 知らなかったから 2 時間がとれなかったから 3 場所が遠いから 4 費用がかかるから 5 検査などに不安があるから 6 その時、医療機関に入通院していたから 7 毎年受ける必要性を感じないから 8 健康状態に自信があり、必要性を感じないから 9 心配な時医療機関を受診できるから 10 結果が不安だから 11 めんどうだから 12 その他 無回答	1,013 9.8 18.5 2.5 14.5 7.0 2.5 13.5 9.3 15.0 3.7 15.1 9.1 21.9
33 以下の項目のうち、知っていることはありますか  (〇はいくつでも)	1 食材に食中毒菌が付いても、臭い・色・味などは変わらない 2 冷蔵庫に食品を詰め過ぎると、十分に冷えないことがある 3 食肉を生又は半生で食べると食中毒になる可能性がある 4 山などで汲(く)む湧き水は野生動物の糞などで汚染されていることがある 5 フグの肝は有毒である 6 加工食品にはアレルギーや添加物の表示が必須である 7 期限表示は開封前の状態の期限である 無回答	35.8 81.6 87.8 55.9 85.7 52.5 69.1 2.4

質問項目	選択肢	結果(%)
34 食中毒を予防するために行っていることはありますか  (〇はいくつでも)	1 調理前や肉・魚・卵を触った後、トイレ後などは石鹸を使って手洗いしている	60.9
	2 冷蔵庫に食品を詰め過ぎないようにしている	43.6
	3 夏場の買い物では、保冷剤やクーラーボックスなどを使用している	45.6
	4 焼肉を食べる時は、生肉を触る箸(又はトング)と食べる箸を分けている	71.0
	5 生又は半生の鶏肉(鳥刺しや鶏タタキなど)を食べることは控えている	57.2
	6 買い物の際は、食品表示を確認して購入している	42.0
	7 一度開封したものは、期限内でも早めに食べるようにしている	62.4
	無回答	3.5
35 災害時に備えて、非常用の食料や飲料を用意していますか	1 用意している	47.0
	2 用意していない	51.8
	無回答	1.3
36 以下に記載している農林水産物はすべて大分市内で生産・漁獲されていますが、"大分市の代表的な農林水産物"と言えば何を思い浮かべますか  (〇はいくつでも)	1 米	30.7
	2 きゅうり	10.2
	3 ミニトマト	10.4
	4 いちご	26.1
	5 にら	57.2
	6 大葉	40.4
	7 みつば	14.3
	8 水耕せり	5.6
	9 ピーマン	17.0
	10 パセリ	3.6
	11 カイワレ	4.4
	12 ごぼう	34.3
	13 温州みかん	21.5
	14 八朔	6.3
	15 甘夏	8.4
	16 ポンカン	9.3
	17 ユズ	11.1
	18 びわ	20.5
	19 柿	7.1
	20 イチジク	9.7
	21 キウイフルーツ	3.7
	22 すもも	2.0
	23 乾しいたけ	73.8
	24 茶	11.3
	25 牛乳	18.1
	26 マアジ	44.1
	27 マサバ	38.8
	28 イサキ	8.8
	29 マダイ	6.5
	30 イボダイ(アメタ)	3.5
	31 マダコ	6.3
	32 ブリ	40.4
	33 サワラ	3.1
	34 その他	5.4
無回答	1.8	
37 地元産の農産物などを意識して購入していますか	1 積極的に市内産のものを購入している	6.1
	2 積極的に県内産のものを購入している	25.8
	3 国内産のものは購入するようにしているが、地元産かどうかまでは気にしていない	41.2
	4 産地を気にしていない	19.9
	5 その他	1.3
無回答	5.6	

質問項目	選択肢	結果(%)
38 地産地消を進めていくためには、農林水産業への理解を深めることが必要ですが、どのように関わっていきたいと思いますか (〇はいくつでも)	1 機会があれば農林水産業を体験してみたい 2 家庭園芸・市民農園など趣味としてやってみたい 3 市内産物を積極的に購入することで、市内の農林水産業を応援したい 4 ボランティアとして市内の農林水産業を応援したい 5 いずれは職業として農林水産業をやってみたい 6 すでに関わっている 7 関わりたいと思わない 8 その他 無回答	12.9 22.0 44.1 4.0 2.0 6.6 20.8 3.6 4.4
38-1 体験してみたい内容を下から選んでください (〇はいくつでも)  ※問38で1と回答した人	標本数 ※ 1 果樹や野菜の収穫・栽培 2 米作り(田植え・稲刈り) 3 しいたけ栽培 4 農産物加工(ジャム・豆腐づくりなど) 5 乳搾り・えさやり 6 漁業体験 7 その他 無回答	183 71.6 30.1 30.6 47.0 26.2 26.2 4.9 0.0
39 米粉を使用した料理(パン・洋菓子・麺など)をどのくらい食べていますか	1 よく食べる(1か月に1回以上) 2 時々食べる(2か月に1回以上) 3 あまり食べない(半年に1回以上) 4 まったく食べない 無回答	14.8 24.9 37.0 22.0 1.3
40 食文化や各地に伝わる伝統料理(郷土料理や行事食)について関心がありますか	1 関心がある 2 少し関心がある 3 あまり関心がない 4 まったく関心がない 無回答	20.6 43.9 29.0 5.5 0.9
41 伝統料理(郷土料理や行事食)を作ったり食べたりする機会がありますか	1 機会がある(1か月に1回以上) 2 時々ある(2~3か月に1回以上) 3 あまりない(半年に1回以上) 4 まったくない 無回答	7.9 28.2 38.3 24.7 0.8

## 7 大分市健康づくり推進条例

子どもから高齢者まで全ての市民が、生涯にわたり健やかにいきいきと心豊かに暮らしていくためには、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。)を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要である。

また、高齢化の進展により医療費や介護費が増大するなど財政は深刻な状況にあることから将来の世代の大きな負担となることが懸念されているが、健康寿命の延伸により支えられる側から支える側となることで、医療費や介護費の削減による経済的な波及効果も期待できる。

しかしながら、健康づくりの推進は、行政主導での取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の主体的な健康づくりの取組を地域社会全体で支援する必要がある。

こうしたことから、行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的事項を定めることにより、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって全ての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたって健やかで充実した生活を送ることができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための継続的な取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 地域コミュニティ 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) 保健医療福祉関係者 市内において保健医療サービス又は福祉サービス(第9条第1号において「保健医療福祉サービス」という。)を提供する団体又は個人をいう。
- (7) 市民活動団体 市内において健康づくりに関する活動をしている団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの問題であることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 市、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体は、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の意見を反映させ、それらの者と相互に連携を図りながら協働して取り組むよう努めるものとする。
- 3 市は、市民の健康に関する情報の収集及び分析を行うものとする。
- 4 市は、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体に対して、健康に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、健康づくりを推進するための環境整備を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康づくりに関する正しい知識を身に付けること。
- (2) 健康診断及び健康診査並びに検診(以下「各種健診」という。)の受診等により自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを行うこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加すること。
- (4) 趣味、生きがいづくり等を通じて健康づくりを行うこと。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を活かした健康づくりに関する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康に関する教育等の充実に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 従業員の各種健診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に取り組むこと。
- (2) 市民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 保健指導、各種健診その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられるよう配慮すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりに資する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 健康づくりの推進に関する施策

3 市は、推進計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(健康づくりの推進に関する施策)

第12条 市は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関する施策
- (2) 身体活動及び運動に関する施策
- (3) 休養及びこころの健康に関する施策
- (4) 飲酒及び喫煙に関する施策
- (5) 歯及び口腔の健康に関する施策
- (6) 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する施策
- (7) 世代に応じた健康づくりに関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策

(国、県等との協力)

第13条 市は、健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力するものとする。

(議会の評価等)

第14条 議会は、健康づくりの推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 大分市いきいき健康・食育プラン

～第3期いきいき健康大分市民21・第4期大分市食育推進計画～

発行日 2025(令和7)年3月

発行 大分市

編集 大分市福祉保健部 大分市保健所 健康課  
〒870-8506 大分市荷揚町6番1号